

# 財団法人キープ協会 寄付行為

## 第一章 総 則

### 第 1 条 (名 称)

この法人は、財団法人キープ協会と称し（略称 KEEP）、英文では Kiyosato Educational Experiment Project, Inc.と表示する。

### 第 2 条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を山梨県北杜市高根町清里 3545 番地に置く。  
2 この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に支部または連絡所を置くことができる。

### 第 3 条 (目 的)

この法人は、キリスト教の精神に基づき創設者ポール・ラッシュが掲げた食糧、保健、青年への希望の理想を継承し、環境、国際、教育、福祉の改善と育成に資するため、必要な施設を設置運営するとともに指導及び訓育の活動を行ない、もって奉仕の精神の涵養を通して、社会文化の向上と世界平和に寄与することを目的とする。

### 第 4 条 (事 業)

この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 青少年等の心身の健全な育成と社会奉仕に資するため、体育・レクリエーション・キャンプ野外活動、講習会・研修会・実践教育活動ならびにそれに必要な宿泊研修施設の設置運営
- (2) 世界平和に寄与するための国際交流及び国際協力活動
- (3) 環境教育と環境保全のための試験研究活動ならびにそれに必要な施設の設置運営
- (4) 環境教育の指導者養成及び普及ならびにそれに必要な施設の設置運営
- (5) 地域の歴史・文化・自然を主題とする展示学習施設の設置運営
- (6) 高冷地農業の実践及び教育ならびにそれに必要な施設の設置運営
- (7) 地域社会の幼児の心身の健やかな育成のための保育園の設置運営
- (8) 山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンターの管理受託
- (9) 第 1 号から第 8 号までの事業を行なうために必要な山梨県特産品その他の物品の販売ならびにそれに必要な施設の設置運営
- (10) その他前条の目的を達成するために必要と認められた事業

## 第二章 資産及び会計

### 第5条（資産の構成）

この法人の資産は次のとおりとする。

- (1) この法人設立当初、社団法人日本聖徒アンデレ同胞会及びポール・ラッシュの寄付にかかる別紙財産目録記載の財産
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 設立以後のこの法人のアメリカにある後援会(The American Committee for KEEP, Inc.)（以下“米国後援会”という）と日本にある後援会（キープ日本後援会）（以下“日本後援会”という）からの寄付金品及び助成金
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

### 第6条（資産の種別）

この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

### 第7条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、または定期預金として理事長が保管する。

### 第8条（基本財産の処分の制限）

基本財産は、消費しまたは担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を得て、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

#### 第9条（経費の支弁）

この法人の事業遂行に要する経費は、資産から生ずる収入及び事業に伴う収入、寄付金、この法人の後援会からの寄付金及び助成金その他運用財産をもって支弁する。

#### 第10条（事業計画及び収支予算）

この法人の毎年度の事業計画及び収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣、米国後援会及び日本後援会に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

#### 第11条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### 第12条（事業報告及び収支決算）

この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の意見をつけ、理事会の議決を経て、その事業年度後3ヶ月以内に、文部科学大臣、米国後援会及び日本後援会に報告しなければならない。

#### 第13条（収支差額の処分）

事業年度末に収支差額を生じたときは、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年に繰り越すものとする。

#### 第14条（長期借入金）

この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

#### 第15条（新たな義務の負担及び権利の放棄）

第8条ただし書き及び前条の規定に該当する場合ならびに収支予算で定めるもののほか、この法人が新たに義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行なおうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

#### 第 16 条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

### 第三章 役員

#### 第 17 条（役員の種類別と定数）

この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 15 名以上 20 名以内（うち、会長 1 名、理事長 1 名、専務理事 1 名、常務理事 2～3 名）
- (2) 監事 2 名

#### 第 18 条（役員を選任）

理事は次に掲げる者とする。

- (1) この法人の事業を後援する後援会の公式代表者各 1 名
- (2) 社団法人日本聖徒アンデレ同胞会の会員 2 名
- (3) この法人と共通の理想を持つ学識経験者
- (4) 評議員が選出した者

2 理事及び監事は評議員会において選任する。

3 理事は互選により会長及び理事長各 1 名を定める。

4 専務理事、常務理事は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

5 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。

6 理事、監事及び評議員は相互に兼ねることができない。

7 理事及び監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

#### 第 19 条（職務）

理事は、理事会を構成し、この寄付行為に定めるところにより、この法人の業務を議決し、理事会の職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。理事長に事故があるとき、または欠けたときは、理事長が予め指名した理事がその職務を代行する。

3 専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、理事長より委嘱された職務を専任処理する。

- 4 監事は、次に掲げる職務を行なう。
- (1) 財産及び会計を監査すること
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること
  - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会または文部科学大臣に報告すること
  - (4) 前号の報告をするために必要があるときは理事会及び評議員会の招集を請求し、もしくは招集すること

#### 第20条（任期）

役員は、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員は前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

#### 第21条（報酬）

役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第22条（解任）

役員は次の各号の一つに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

#### 第23条（会長）

この法人には、会長を置く。

2 会長は、この法人の象徴的な存在として、理事会の議決をもって推挙する。

3 会長は、この法人の運営に関して理事会に諮問し、また、理事会から報告を受けることができる。

## 第24条（顧問）

この法人には顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者またはこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関して理事長の諮問に答える。また、理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問には、第20条から第22条の規定を準用する。この場合において、「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

## 第四章 理事会

### 第25条（種類及び開催）

理事会は通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
  - (1) 会長または理事長が必要と認めた場合
  - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
  - (3) 第19条第4項第4号の規定により監事から招集の請求があったとき

### 第26条（招集）

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも7日前までに通知しなければならない。

### 第27条（議長）

理事会の議長は、理事の互選により定めるものとする。

### 第28条（定足数）

理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

## 第 29 条（議 決）

理事会の議事は、この寄付行為に別に規定するもののほかは、出席理事の過半数の同意をもって決する。

2 可否同数のときは、議長がこれを決定する。

## 第 30 条（書面表決等）

やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面をもって表決し、または他の理事を代理として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

## 第 31 条（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、押印しなければならない。

3 議事録は、米国後援会及び日本後援会に送付するものとする。

## 第五章 評議員及び評議員会

### 第 32 条（評議員）

この法人には、評議員 15 名以上 20 名以内を置く。ただし、理事現在数と同数以上とする。

2 評議員は、理事会で選任する。

3 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。

4 評議員には、第 20 条及び第 22 条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

### 第 33 条（評議員の職務）

評議員は、評議員会を構成し、この寄付行為に定めるもののほか、理事長の諮問に答え、必要な事項について審議し、助言する。

### 第 34 条（評議員会）

次に掲げる事項については、理事会開催前に評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 基本財産に関する事項
- (4) 長期借入金に関する事項
- (5) 第 1 号、第 3 号及び前号に定めるものを除く、新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項
- (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事長が必要と認めるもの

2 評議員会は、理事長が招集する。その他、評議員会の開催と招集に関することは、第 25 条及び第 26 条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

3 評議員会には、第 28 条から第 31 条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

4 評議員会の議長は、評議員の互選により定めるものとする。

## 第六章 寄付行為の変更及び解散

### 第 35 条（寄付行為の変更）

この寄付行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を得なければ変更することができない。

## 第36条（解 散）

この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、米国後援会及び日本後援会の同意と文部科学大臣の許可を得て解散することができる。

## 第37条（残余財産の処分）

この法人の解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ米国後援会及び日本後援会の同意と文部科学大臣の許可を得て、この法人と類似の目的を持つ公益法人に寄付するものとする。

## 第七章 事務局

### 第38条（事務局及び職員）

この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員は、有給とする。

4 事務局の運営及び職員に関し、必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第八章 雑 則

### 第39条（書類及び帳簿の備付等）

事務局には、次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄付行為
- (2) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 官公署往復書類

- (8) 事業計画書及び収支予算書
  - (9) 事業報告書及び収支計算書
  - (10) 貸借対照表
  - (11) 正味財産増減計算書
  - (12) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第 1 号から第 4 号までの書類、同項第 6 号の書類及び同項第 8 号から第 11 号までの書類は永年、同項第 5 号の帳簿及び書類は 10 年以上、同項第 7 号及び第 12 号の書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。
- 3 第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 8 号から第 11 号までの書類ならびに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

#### 第 40 条 (細 則)

この寄付行為の施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て、別に定める。

#### 附 則

この寄付行為は、平成 18 年 10 月 31 日から施行する。